

松江市 報道提供資料

令和5年12月14日

件名

第28回松江市開発審査会の開催について

内容

- 1 開催日時 令和5年12月22日 13時30分～15時30分
- 2 場所 松江市役所 第2別館 4階 会議室
- 3 審議会などの設立経過
平成24年4月1日に松江市が特例市に移行したことに伴い、都市計画法第78条の規定により設立された。
- 4 審議項目及び内容
 - ・都市計画法第43条第1項の規定による許可(建築許可)の審議 2件…(公開)
 - ・都市計画法第43条第1項の規定による許可(用途変更許可)の報告 1件…(公開)
- 5 委員名簿 別紙のとおり
- 6 審議会などの日程(今後の開催予定など)
概ね年3回程度開催しており、付議案件がなければ開催しない。

注目点

都市計画法の建築許可の審議及び用途変更許可の報告を行う。

【問い合わせ】

都市整備部 都市政策課 担当：内藤・中嶋

電話：0852-55-5374

様式第 1 号（第 3 条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	第 28 回 松江市開発審査会
2 設置根拠及び 設置年月日	設置根拠 松江市開発審査会条例 設置年月日 平成 24 年 4 月 1 日
3 所掌事項	・開発許可処分等についての審査請求に対する裁決 ・市街化調整区域内の開発行為等に係る申請についての審議
4 開催日時	令和 5 年 12 月 22 日（金） 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
5 開催場所	松江市末次町 86 番地 第 2 別館 4 階 会議室
6 議題及び 公開・非公開の別	<p><付議案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 43 条第 1 項の規定による許可（建築許可）について 2 件（公開） <p><報告案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 43 条第 1 項の規定による許可（用途変更許可）について 1 件（公開）
7 非公開の理由	—
8 傍聴手続きの方法	傍聴希望者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入場することができます。 なお、定員を超えた場合は抽選により決定します。
9 傍聴定員	5 人
10 問い合わせ先	都市整備部 都市政策課 開発指導係 電話 (0852)55-5374
11 その他	—

松江市開発審査会委員名簿

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

分野	氏名	所属団体等
法律	なかがわ しゅういち 中川 修一	弁護士
経済	みしま りえ 三島 利恵	松江商工会議所女性会 事業委員長
	あだち ゆうこ 足立 裕子	有識者
都市計画	こばやし ひさたか 小林 久高	島根大学准教授
建築	やまだ ゆい 山田 結	島根県建築士会松江支部女性部 部長
公衆衛生	ながえ なおみ 永江 尚美	公益社団法人島根県看護協会 副会長
行政	ことう としみつ 古藤 俊光	元松江市大橋川治水事業推進部長

(敬称略)